

広島県訓令第9号

本 庁
地 方 機 関

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に広島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成十九年広島県規則第二十九号。以下「改正規則」という。）による改正前の広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、改正規則による改正後の広島県行政組織規則による同表の下欄に掲げる機関の職員となるものとする。

旧 機 関 名	新 機 関 名
出納長室出納総務室	会計管理局会計総務室
出納長室審査指導室	会計管理局審査指導室
出納長室用度室	会計管理局用度室
県民生活部危機管理局保安室	県民生活部危機管理局消防・保安室
福祉保健部総務管理局国保医療室	福祉保健部総務管理局医療保険室
商工労働部産業振興局立地・物流推進室	商工労働部産業振興局企業立地促進室
保健環境センター	県立総合技術研究所保健環境センター
県立食品工業技術センター	県立総合技術研究所食品工業技術センター
県立西部工業技術センター	県立総合技術研究所西部工業技術センター
県立西部工業技術センター生産技術アカデミー	県立総合技術研究所西部工業技術センター生産技術アカデミー
県立東部工業技術センター	県立総合技術研究所東部工業技術センター
県立農業技術センター	県立総合技術研究所農業技術センター
県立畜産技術センター	県立総合技術研究所畜産技術センター
県立水産海洋技術センター	県立総合技術研究所水産海洋技術センター
県立林業技術センター	県立総合技術研究所林業技術センター

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。